

2021年2月24日

<報道関係各位>

株式会社ジェーシービー

JCB、マイナポイント事業に参加

株式会社ジェーシービー（本社：東京都港区、代表取締役会長兼執行役員社長：浜川 一郎、以下 JCB）は、総務省が実施している「マイナポイント事業」にキャッシュレス決済事業者として参加いたしますのでお知らせします。

■マイナポイント事業について

マイナポイント事業とは、総務省が行う、キャッシュレス決済とマイナンバーカードの普及を目的としたポイント還元事業です。マイナポイントにご登録いただいたキャッシュレス決済サービスを2021年9月末までにご利用いただくと、利用金額の25%分（上限5,000円相当）が還元されます。詳細については以下をご覧ください。

総務省マイナポイント事業サイト (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)

■マイナポイント登録について

JCBが発行する個人カードをマイナポイントにご登録いただくには、以下の手続きが必要です。

- ① マイナンバーカードをご用意ください。
マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずマイナンバーカードを申請ください。
マイナポイントで利用金額の25%還元を受けるためには、2021年3月末までにマイナンバーカードを申請いただく必要があります。
- ② 2021年5月以降（予定）、会員専用WEBサービス「MyJCB」からマイナポイントへの登録手続きを行ってください。

マイナポイントの対象となる JCB グループのカード発行会社やカード種類、詳細な日程や登録方法につきましては、決まり次第下記特設ページにてご案内します。

■ JCB マイナポイント特設ページ

<https://www.jcb.co.jp/service/pop/mynumbercard-point.html>

JCBは、マイナポイント事業への参加を通じて、安全・安心なキャッシュレス決済の普及に取り組んでまいります。

おかげさまでJCBは創立60周年を迎えました。これからも、「おもてなしの心」「きめ細かな心づかい」でお客様一人ひとりのご期待に応えていきます。そして「便利だ」「頼れる」「持っていてよかった」と思っただけで、お客様にとっての世界にひとつをめざし続けます。

以上

<報道関係者からの問い合わせ先>
株式会社ジェーシービー 広報部 広報グループ 貴田、高田、中島
MAIL: jcb-pr@jcb.co.jp TEL: 03-5778-8353